

グローバル化時代の「国益」と複数国籍の是非をめぐって

武田 里子

はじめに

国籍とは「国家の構成員としての資格」であると同時に、「基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で、重要な意味をもつ法的地位」である。日本の国籍法は、「国籍唯一の原則」を建前にしているが、法制度と実態に乖離があることは、複数国籍の容認を求める側にも、反対する側にも認識されている。筆者は結婚移住女性の調査研究を行なうなかで出会った日本人の国際結婚者（多くは女性）との意見交換を通じて「国益」の観点からも「国籍唯一の原則」を再考する必要性を感じるようになった。女性たちは複数国籍の容認を求めているが、それは単に利己的要求に留まるものではなく、グローバル化の中で日本社会のあり方を考える上で日本ルーツの子どもたちの存在を活かす必要があるのではないかという問題提起である（武田 2016）。

政府が繰り返し述べているように、国籍法は「国のあり方」にかかわる。政府は複数国籍の容認には「国際的な動向を注視し、国民的議論を深める必要がある」と繰り返している。ところが1997年に採択された「ヨーロッパ国籍法条約」が、締約国に出生と婚姻に伴う複数国籍を許容することを義務づけたように、複数国籍防止原則はすでに国際法上の要請ではなくなっている（近藤 2017）。韓国でも2010年に国内で外国国籍を行使しないと誓約させることにより複数国籍を容認する国籍法改正を行なった。「国際的な動向」に関しては複数国籍容認の流れにあると言えるだろう¹⁾。残るのは国民的議論である（武田 2017）。

本稿は、複数国籍者の当事者運動の展開を踏まえて、国民的議論につなぐ方途について考察することを目的とする。2016年11月以降の大きな動きとしては、参議院議員蓮舫氏の「二重国籍」問題の展開をあげることができる。日本国籍を選択し、台湾籍を離脱する手続を完了させたにもかかわらず、戸籍情報の一部を含む関係書類の開示に追い込まれ、2017年7月、民進党代表辞任に至った。一連の流れの中から、「国のあり方」を問う制度が、日本の場合は国籍法と戸籍制度であることを改めて確認する機会になった。蓮舫氏が日本と台湾の二重国籍であったことは偶然であったとはいえ、歴史的蓋然性を感じさせる。他の国籍との組み合わせであれば、第二次世界大戦後の元帝国臣民の日本国籍の扱いにまで議論の射程が広がることはなかっただろう。

議論は次のように進める。第1に蓮舫氏の「二重国籍」問題の法的な側面について、SYNODOSに掲載された奥田安弘氏の解説を要約する。第2に複数国籍容認に向けた動きが一時的に活発化した2008年の国籍法をめぐる動きについてまとめる。第3に戸籍法と国籍法を絡めながら国際結婚

女性とその子どもが他者化されるメカニズムについて考察する。第4に「重国籍の子どもたちのための学習会」の取り組みを振り返り、最後にグローバル化時代の「国益」の観点から、複数国籍の是非を議論する際の論点について議論をまとめる。

キーワード：国籍唯一の原則、ヨーロッパ国際法条約、国籍選択制度、国際結婚、グローバル化時代の「国益」

1. 奥田安弘氏による蓮舫氏の「二重国籍」問題の解説

SYNODOS に掲載された奥田氏による2つの解説記事に基づき、蓮舫氏の「二重国籍」問題を整理したい。ひとつは2017年7月21日付「蓮舫氏の『二重国籍』は問題なし。説明責任は法務省にあり」²⁾、もうひとつは2017年8月8日付「いわゆる『二重国籍』問題—法務省の仕掛けた罠」³⁾である。

第1に、蓮舫氏が7月18日に自身の国籍に関する資料を公開したことは、悪しき前例を作った可能性がある。今後、二重国籍の疑いをかけられた人たちが、「戸籍をみせろ、説明責任がある」と迫られる可能性があるからだ。1976年まで「原則公開」であった戸籍が「原則非公開」になったのは、戸籍を使った差別に対して多くの人びとがたたかい、勝ち取った成果であることを忘れてはならない。

第2に、現在の法律を適用した場合に、政治家、あるいは野党第一党の党首、総理という立場に二重国籍者がつくことは、何の問題もない。公職選挙法では日本国籍のみが要件。蓮舫氏は1985年に国籍法改正の経過措置で、届出によって日本国籍を取得している。

第3に、法務省は、蓮舫氏が台湾政府から取得した「国籍喪失許可証」を不受理にしながら、日本国籍の「国籍選択届」を提出するよう行政指導をした。「国籍選択届」の提出を求めたということは、蓮舫氏が二重国籍であると認めたことを意味する。台湾が未承認国であることを理由に外国国籍喪失届を不受理とする一方で、台湾の国籍法を適用した場合にしか生じない二重国籍を理由に国籍選択届を提出させ受理した。これは法解釈として説明がつかない。それを明らかにする責任は法務省にある⁴⁾。

以上から、蓮舫氏の「二重国籍」問題は、法務省が意図的に正確な説明をせずに「蓮舫氏は二重国籍である」と思い込ませる罠を仕掛けたものと判断せざるを得ない。1967年に蓮舫氏が生まれた当時は、中華民国が中国の正統政府として承認されており、その国籍法により蓮舫氏は中華民国の国籍を取得した。1985年に蓮舫氏が届出により日本国籍を取得した時の承認国は中華人民共和国である。中国の国籍法によれば、外国国籍を取得すると自動的に中国国籍を喪失する。つまり蓮舫氏には二重国籍の期間はまったく無かったことになる。

2. 国籍法をめぐる 2008 年の動き

1984年に国籍法が父系血統主義から父母両系血統主義に改正された。この改正は女子差別撤廃条約を批准するための国内法整備の一環であったが、父系制を「国のあり方」の根幹だと考える人びとにとっては由々しきことであり、そうした人びとが懸念したのが重国籍者の増加だった。その対策として政府はふたつの防止策を導入した。ひとつは、複数国籍になったときに20歳未満の場合は22歳までに、20歳以降の場合は2年以内にいずれかの国籍を選択させる、いわゆる国籍選択制度である（国籍法14条1項）。もうひとつは、国籍留保届の対象を国外で生まれ出生により外国国籍を取得したすべての子どもに拡大し、生後3カ月以内に出生届とともに国籍留保届を提出しない場合は、出生の時に遡って日本国籍を喪失するとした（国籍法12条）。

出生により複数国籍になった子どもたちが国籍選択年齢に達する2007年が近づくにつれて関係者の間で不安が高まった。1984年の国籍法改正に当事者団体として活発に運動を展開した「国際結婚を考える会」（以下、AMF）は、2001年、国籍法改正を求める国会請願を開始した。この運動には台湾の「居住問題を考える会」⁵⁾もAMFと連携して取り組んでいる。

2008年は国籍法に絡むいくつかの重要な動きがあった。第1に日本人父と外国人母の婚外子の国籍問題について最高裁が違憲判決を下し、同年12月に国籍法3条の改正法案が上程され可決された。第2に、自民党法務部会国籍問題プロジェクトチーム（座長・河野太郎衆院議員）が重国籍容認を内容とする座長私案を提示した。第3に日本弁護士連合会から国籍選択制度についての意見書が提出された。次にこれら3点について補足説明をしたうえで、その反動として活発化した複数国籍に反対する側の主張について検討する。2008年以降、目立った動きはみられず、停止したかのように見えていた複数国籍の議論が動きだすきっかけを作ったのが、2016年秋に始まった蓮舫氏の「二重国籍」問題である。

(1) 国籍法に関する最高裁違憲判決

2008年6月20日の国籍法違憲訴訟最高裁判決（最高裁判所民事判例集62巻6号1367頁）は、日本人父と外国人母の間に生まれ、出生後に日本人父に認知された子について、父母の婚姻で嫡出子になった場合に限って届出による日本国籍取得を認めていた国籍法3条1項の規定を違憲と判断した。その結果、国籍法3条が改正され、日本人父と外国人母との間の婚外子の相当数が日本国籍を取得した。日本人と外国人との境界線が判例によって動くという事態は、国籍を忠誠心に結びつける立場をとる人びとにとっては許しがたいことであった。

(2) 自民党法務部会国籍問題プロジェクトチーム

2008年10月、南部陽一郎氏（当時・米シカゴ大学名誉教授）のノーベル物理学賞受賞が報道された直後に、米国籍を取得していたことが分かり、南部氏を日本人ノーベル賞受賞者に含めることができるかどうか話題になった⁶⁾。2006年に発足した自民党法務部会国籍問題プロジェクトチームは二重国籍の議論を加速させるため、2008年11月12日、河野太郎公式サイトに「重国籍に関する座長私案」を掲載した。また、河野座長はブログに、「国籍法は、国籍に関するルールを決

めているにもかかわらず、現実的には正直者が馬鹿をみることになっている。自己の意志で外国籍を取得したら日本国籍は自動喪失するという規定も形骸化している。きちんと法を運用するか、あるいは二重国籍を認めるように国籍法を改正するか、政治として結論を出す必要がある」と書き込んだ。しかし河野議員のブログには、重国籍容認を批判するコメントが殺到し、コメント欄を閉鎖する事態に至った。

翌2009年、複数国籍容認をマニフェストに掲げる民主党政権が誕生すると、国籍法の改革にとどまらず、永住外国人の地方参政権付与についても、一旦は賛成決議をあげた地方議会から相次いで反対決議があがるという形で変革の動きに歯止めがかかった⁷⁾。

(3) 国籍選択制度に関する日本弁護士連合会の意見書

重国籍の子をもつ当事者から人権救済の申し入れを受けた日本弁護士連合会は、2008年11月、「国籍選択制度に関する意見書」を内閣総理大臣、法務大臣、両議院議長ならびに各政党に提出した。同意見書には興味深い指摘がある。1984年に国籍法を父母両系制に改正する際、政府は国籍選択制度は欧州評議会の「重国籍の減少及び重国籍者の兵役義務に関する協定」(1963年)を参考にしたと述べ、あたかもそれが国際的な趨勢であると説明していた。しかし実際には、「当時のヨーロッパ評議会、特に、異なる国籍を有する両親から生まれた子について、すでに複数国籍の防止を徹底する立場を変容させていた」。つまり、政府の説明は、「ヨーロッパの実態を十分正確に説明したものとはいえない」(6頁)のものであった。欧州評議会は1997年のヨーロッパ国籍条約(出生と婚姻により重国籍になったものの国籍を奪ってはならないと加盟国に義務づけ)の採択に向けて動き出していた。世界の流れを知りながら、政府は不正確な説明を行っていたことになる。

(4) 複数国籍容認に反対する動き

自民党法務部会国籍問題プロジェクトチームの動きや最高裁違憲判決により国籍法改正が現実化しつつある状況は国籍法をめぐる動きを活発化させた。反対派の懸念が盛り込まれたブログ、「アジアの真実」2008年10月13日付記事「定住移民の受け入れと二重国籍の許可—日本という国が消滅する日」⁸⁾を一例として引用する。

「定住移民の受け入れ、二重国籍の許可。これらが合わさればおそらく近い将来、日本は日本ではなくなるでしょう。どこの地方へ行っても様々な国籍の人が日本国籍を名乗りながら生活し、そして混血が進み、純粋な日本民族は消え、日本独特な文化は全て消滅する。さらに犯罪率は飛躍的に増加し混沌とした社会が形成される。政治の世界では中国出身や韓国出身の国会議員が牛耳り、もはや日本というアイデンティティーは消えさり、そこに残るのは単に日本という国号のみ。極端な話、そんな日が来るかもしれないのです。古来から受け継がれてきた日本という国の形はなくなるかもしれない。そして一度失われたそれは永遠に取り戻すことができません。軽々と論じられて良い法案や提言ではないはずです。」(下線は筆者)

複数国籍に反対する人びとは、「国のあり方」が損なわれるという懸念を共有している。この文面にある「純粋な日本民族」「日本というアイデンティティー」には単一民族神話の影響がうかがわれる。単一民族神話とは、「単一純粋な起源をもつ、共通の文化と血統をもった日本民族だけで、日本国が構成されてきたし、また現在も構成されている」という観念である(小熊1995:7)。多

民族国家を標榜した帝国日本からどのようにして戦後の「日本人」の支配的な自画像といわれる単一民族神話が生み出されたのか。小熊は失敗した帝国主義的拡大路線のトラウマを忘れるために作り出されたものだと述べている。

保守論客のひとりである櫻井よしこ氏のブログから、『週刊新潮』（2008年12月4日号）に掲載された衆議院議員平沼赳夫氏との対談の一部引用する⁹⁾。平沼氏は11月4日に「国籍法改正案」が閣議決定された直後に結成された、国籍法改正に反対する超党派の議員連盟「国籍法改正案を検証する会合に賛同する議員の会」（参加者37名）の会長である。

平沼 国籍法の改正のポイントは、これまで、日本人の男性と外国人の女性との間の子供は、両親が結婚をしているか、子供が生まれる前に、父親が認知をすることが日本国籍を取得する条件でした。それが法改正によって、子供が生まれる前でも、生まれた後でも時期を問わず、父親が認知をすれば、子供に日本国籍が与えられるようになります。そう話すと、人権を守る良い方向に法律が変わるように聞こえるかもしれませんが、国籍は国家の主権に係わる重要な要素です。今よりも安易に国籍を取れるようにするのであれば、少なくともきちんと検討をしなければなりません。よほどしっかりした担保を取らない限り、法改正はすべきでないと、我々は考えています。

〈中略〉

櫻井 …最高裁で15人の裁判官が議論しました。その結果、12人が現行の国籍法は憲法14条の「法の下での平等」に反するとし、うち10人が原告に国籍が与えられるべきだと判断したのです。違憲状態とした判事の多くは、昔とは社会情勢が変わったとか、夫婦間の絆が変わったなどを理由としていましたが、そのうち2名は「立法の府である国会で判断すべきこと」と国籍付与に反対しました。しかし、多数決で決まってしまうのです。…この判決に異論を唱える憲法学者も少なくありません。例えば、日本大学の百地章教授は、子供たちの国籍取得を認めた点が、最高裁判決の行き過ぎだという意見です。現状が違憲だと判断することまでは最高裁、つまり司法の仕事だけれど、国籍を付与するかどうかを決めるのは、あくまで立法府に任せるべきだという考え方です。同判決は、司法が立法に踏み込み、三権分立を侵したケースだといえるわけです。

平沼 ところが、国会は最高裁判決に目を眩まされて思考停止してしまった。加えて、人権というものが非常に良いもので、積極的にやることは進歩的だとする浅薄な風潮があります。人権に関して、日本の議員は甘いですね。そんな事情が重なって、今、改正案が通りそうになっているのです。

櫻井 …国籍法が改正されると、日本の国益はどのように損なわれる可能性があるのでしょうか。

平沼 まず、二重国籍を持っている子供の人数が際限なく増えていき、社会問題となる可能性があります。一例ですが、日本国籍を取得すると、日本の生活保護なども享受できるようになりますね。生活保護は日本人の目から見れば大した金額ではないかもしれませんが、外国人の目から見ればそうでもありません。今の最低賃金よりも生活保護費の方が高い。そういう実状がありますからね。すると、日本国籍を欲しがるとの間に、商売が成り立つ可能性があるわけです。日本人の男性が「これは私の子だ」と認知すると、自動的に国籍が発生します。日本国籍を取りたいという人は諸外国に沢山いますが、偽装防止の歯止めがない。現にドイツはそれで失敗しています。

櫻井 改正案には不正国籍取得の罰則規定があります。1年以下の懲役か、20万円以下の罰金です。重い刑罰ではありません。むしろ、軽くて安いです。

平沼 安いですね。法務省はこの点、不正取得の暁には、公正証書原本不実記載や、戸籍法違反にも問えるので、合計すれば、実質は7年以下の罪に問えるから、重罪だと言っていますが、これは理屈をこねているだけで、抑止効果は殆ど無いに等しい。ゆえに、ただ認知すれば国籍が取れる法律は危険なのです。…国籍の持つ意味の重さをどう評価するかですね。…我々にできた精一杯の仕事は、法案に附帯決議案をくっつけたことです。科学的な確認方法を導入することを検討するように配慮すべきという決議です。しかし、附帯決議は尊重する義務はあるものの、過去の例を見るとその実効性は疑わしい。ですから、参議院の審議の際には、さらに強力な歯止めをつけなければいけないと思っています。

櫻井 …それにしても、法務省は日本の国益を、どう考えているのか、疑問に感じます。…麻生首相は安倍元首相同様、「戦後レジームからの脱却」を唱えてきたはずですが。

平沼 それならまず「村山談話」を否定しなければならないはずだ。(下線は筆者)

二人の対談からは、(1)「国籍は国家の主権にかかわる重要な要素」であるが、(2)「国会は最高裁判決に目をくらまされて思考停止」している。(3)「二重国籍を持っている子供の人数が際限なく増えていき社会問題となる」。(4)「法務省は国益をどう考えているのか」という4点が主な主張であることが分かる。批判の矛先は麻生政権の姿勢にも向けられ、「戦後レジームからの脱却を唱えてきたはず」なのに、やっていることが矛盾していると手厳しい。その後の自民党の動きは、この批判に答えるかのように改革から後退した。

3. 「国のあり方」と戸籍制度

帝国日本の時代は植民地の人びとに対して、「国籍では包摂が、戸籍では排除が適用され、兵役については状況の変化により排除から包摂への変更が行われた。さらにいえば、国家側の裁量によって境界が移動するものである以上、国民国家が権利を保障する正規メンバーとしての『日本人』から排除される可能性は『内地人』にさえ存在する」(小熊1989:637)。実際に満洲へ国策移民として送られた人びとは敗戦後に「棄民」された。

戦後にも同様の事例がある。一例をあげておきたい。1950年代の三井三池炭鉱の労働争議を分断するため、日本政府は南米への移民政策を利用しながら移住した人びとを棄民した(上野1977)。同著の中に印象に残る箇所がある。1966年11月24日に苦難の人生を終えブラジルで亡くなった北郷五男さん(享年68歳)についてである。五男さんは戸籍上ではいまなお生存していることになっている(上野氏が聞き取り調査を行なった1974年時)。息子の平八郎さんが、日本総領事館での父親の死亡手続きを途中で断念したためである。

「あんなやつらにぺこぺこ頭下げて、親父が死んだことにしてもらわんでも結構。百年でも二百年でも、生きてまんまにしておきましょう。わざわざサンパウロまで出かけて、領事館に届けに行ったら、やつらなんと抜かしたと思いますか。ほんとうに死んだかどうか、証拠になるものを提出せよ、といいますけん、なんもありませんと答えたところが、ほんとうに死んだのなら骨があるはずだ、骨でもいいから持ってきてみせろ、とぬかしやがったとです。日本と違って土葬ですばい。どうして骨がもっていきますな。…あんまり腹がたったけん、それぎり二度と領事館にいかんずく、ほったらかしですたい」(同上:73)

戸籍制度と国際結婚

日本は「戸籍本位制」をとる。国籍をもつ者が戸籍にのるのではなく、戸籍に記載されている者が日本国籍をもつ。戸籍制度では「同一戸籍・同一氏の原則」をとり、それを「国のあり方」の根幹としてきた。明治民法第732条は「戸主の親族にして其家に在る者及び其の配偶者を家族とす」と規定した。戸主は「戸」の主人として家を統率し、祖先の祭祀を主催する権限をもつ。婚姻や養子縁組は戸主が届出を拒めば、有効なものとならず戸籍に記載されない¹⁰⁾。「家族」は純粋な血統を媒介とした親族関係ではなく、戸籍という書面に表現された法定の親族関係のことであり、この形式的・技術的な「家族」をつなぎ止める紐帯となるのが「氏」である(遠藤2013:134)。「『我

国固有の家族制度』とは、家はすべて『日本人』から成るという純潔主義を属性としている」（同上：97）。

家は全て日本人からなるという「我国固有の家族制度」とは相いれない、外国人男性と結婚した女性は日本国籍を失うこととし、戸籍から除籍された。国際結婚女性が日本国籍を維持できるようになるのは夫婦国籍独立制が採用された新国籍法（1950年）以降である。また、自らの日本国籍を子どもに継承できるようになったのは国籍法が父系血統主義から父母両系血統主義に改正された1985年以降のことにすぎない。ここから浮かび上がってくるのは、国際結婚した女性とその子どもが歴史的に日本社会から他者化されてきた事実である。

もっとも女性の権利を抑制する法制度をとっていたのは日本だけではない。世界で最初に女性の参政権が認められたのはニュージーランドで1893年のことである。ついでオーストラリア（1902年）、フィンランド（1906年）が続き、第一次世界大戦後にソビエト＝ロシア（1917年）、イギリス（1918年）、カナダ・ドイツ（1918年）、アメリカ（1920年）で認められるようになった。フランスは日本と同じく第二次世界大戦が終結した1945年になってようやく女性の参政権を認めた。

このような法制度のもとでは、国際結婚女性たちに、たとえ「国のあり方」に挑戦する意図がなかったとしても、外国人男性と結婚するという行為そのものが社会規範への挑戦と受け取られてしまう。こうして結婚移住女性の存在は、本人の意図にかかわらず潜在的に変革者の側に立つことになった。

国籍のプラグマティックな運用

旧国籍法のもとで、日本政府が名目的な「国民」を国家の裁量行為によって生み出していたという興味深い事実がある。当時はそれが「国益」にかなうことであった。帝国日本の時代は台湾戸籍に登録されることにより「日本人」としての法的地位を得ることができた。例えばエスニックな意味での「台湾人」と区別して使われていた「台湾籍民」である。台湾籍民は、台湾人との身分行為（婚姻・養子縁組・入夫婚姻など）によって「日本人」の地位を得ていた。また台湾総督府が台湾人限定で発行していた旅券を台湾人から購入することで台湾籍を取得する事例もあった（同上200）。台湾籍民の身分を得た中国人は「中国国籍を保持したまま通常は『中国人』として生活し、必要に応じて『日本人』の身分を利用」（同上201）した。台湾籍民であれば、日本の租界が設置された厦門（1898年）や福州（1899年）で、不法営業や脱税などで摘発された場合に、日本領事館の裁判管轄権のもとへ逃げ込むことができたからだ。

このように台湾籍が利用されていることは、もちろん、総督府側でも把握していた。19世紀後半の東アジアには、イギリス、フランス、オランダなど西欧列強の植民地、租借地、租界・開港場がひしめきあっていた。列強各国はさらなる勢力伸長を企図して「自国民」の範囲を広げるため総領事館などで華僑を登録し、「自国民」なみに保護する政策をとった。「外国人」の地位を得て特権を利用しようとする中国人と列強の利害とが一致し名目的な「国民」が生み出されていたのである（同上201）。一方で国内的には国籍を忠誠心に結びつけてナショナリズムを煽りつつ、他方では国籍をプラグマティックに運用していたということになる。

二重国籍の台湾籍民の扱いは清国との間で問題になった。1909年5月17日、伊集院彦吉在清特命大使は小村寿太郎外相宛に清国と紛争を起こさないよう、「曖昧の裡に従来の状態を持続し、彼

等帰化台湾人をして其所有権及居住権を保有せしめ置く方寧ろ得策にあらざる」と書き送り、台湾籍民の地位は玉虫色のままにしておくべきだと提案している。「二重国籍を駆使する台湾籍民の利己的な個人主義を『人情』として容認したうえで、その利用価値をあくまで重視する、プラグマティックな方針」(同上 203) を政府も認めていたのだ。このように国籍を形式的・技術的な概念と捉える現実主義を当時の外務官僚をはじめ日本政府が持っていたことを確認しておきたい。グローバル化によってかつてなく多くの人びとが日常的に世界の人びとと関わる時代の国籍のあり方を問うならば、かつての日本政府が「国益」の観点からプラグマティックに国籍を捉えていたことは一考に値する。

2009年7月「出入国管理および難民認定法」が改正され、日本の外国人政策は大きな転換期を迎えた。2012年7月をもって外国人登録制度が廃止され、日本に90日以上在留する「中長期在留者」には外国人登録証に替わり「在留カード」が、「特別永住者」には「特別永住者証明書」が交付されることになった。また外国人も日本国民と同様に住民基本台帳制度の下で登録されることになり、混合世帯も同一の住民票に記載されるようになった。また日本人が「外国姓」を戸籍上でも使用できるところまで戸籍の秩序は変化を遂げている。

4. 複数国籍者の実態

国籍選択制度の当事者となるのは主に国際結婚者の子どもたちである。該当する子どもたちはどれくらいいるのだろうか。表1は2016年に日本国内で生まれた〈ハーフ〉と2012年に海外で出生した両親または両親の一方が日本国籍者の子どもの数である。2016年に日本で生まれた〈ハーフ〉19,118人のうち、国籍唯一主義を取る中国人と日本人の〈ハーフ〉の子5,298人を除く13,820人を出生による複数国籍者の数として押さえておく。2012年に海外で出生した両親または両親の一方が日本国籍者である子どもの数は16,205人であった。この2つのデータから年間約3万人の子どもが出生により複数国籍を得ていると推計できる。

1984年に国籍法改正案を審議する中で、政府は「複数国籍者の正確な数字は把握していない」としたうえで、年間12,000人を超える程度の複数国籍者が出生により生まれると説明し、根拠として次のような数字をあげた(2008年日弁連意見書:4)。

- (1) 生地主義国において生まれる日本人同士の配偶者の子:年間約2,800人(根拠は国籍留保届の数)
- (2) 日本人が配偶者の一方である国際結婚により生まれる子:年間約10,000人(予想根拠は国際結婚数、年間8,000組)

当時に比べると、潜在的に複数国籍となる子どもの数は2.5倍に増えた。因みに当時8,000組とされた国際結婚件数も2016年は2万1180組と2.6倍になった。なお国際結婚件数は2006年のピーク時には4万4701組であったことを記しておく。

表2は海外における日本人の婚姻件数と国籍の組み合わせをまとめたものである。日本人同士の婚姻が19.3%、夫日本・妻外国が13%であるのに対して、妻日本・夫外国の組み合わせは67.3%である。日本人の外国人配偶者上位5カ国のうち、国籍唯一の原則を取る中国を除く国々では複数国籍を容認している。ブラジルは国籍離脱が極めて困難な国である。また、2017年に米国の国籍

表1：日本国内出生のハーフと海外出生児

(単位：人)

日本国内での出生したハーフ (2016年)			海外出生児 (2012年)	
父日本×母外国	母日本×父外国		両親または両親の一方が 日本国籍	(a) + (b)
9,371	9,747	19,118 - (a)	16,205- (b)	35,323

出典：厚生労働省の人口動態調査より筆者集計

表2：2012年外国における日本人の婚姻件数と国籍の組み合わせ

	件数	割合%	妻または夫の国籍のうち上位5位
夫妻とも日本	2,287	19.3	
夫日本・妻外国	1,538	13.0	①中国 481、②ブラジル 225、③タイ 149、④米国 121、 ⑤フィリピン 79
妻日本・夫外国	8,022	67.3	①米国 2,151、②韓国・朝鮮 768、③中国 671、④英国 404、 ⑤ブラジル 154
総数	11,847		

出典：厚生労働省の人口動態調査より筆者集計

表3：過去5年間の国籍取得者数・国籍離脱者数・国籍喪失者数の推移

(単位：人)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	5年間の計
国籍取得者数	1,137	1,030	1,131	1,089	1,033	5,420 (a)
国籍離脱者数	262	380	603	518	613	2,376 (b)
国籍喪失者数	711	767	899	921	1,058	4,356 (c)

出典：法務省ホームページ

- ・国籍取得者数は、国籍法第3条、第17条等の規定に基づき、日本国籍を取得した者の数。
- ・国籍離脱者数は、国籍法第13条の規定に基づき、日本国籍を離脱した者の数。
- ・国籍喪失者数は、戸籍法第103条又は第105条の規定に基づき、日本国籍を喪失した旨の届出又は報告があった日本国籍者数。

離脱手続きが完了した参議院議員小野田紀美氏によれば、離脱するために駐日米国大使館で2回の面接を受け、離脱ための手数料として2,350ドル(約26万円)支払ったという¹¹⁾。国籍離脱のためにこれだけの時間と費用を負担できる者ばかりとは限らないだろう。外国籍離脱を議論する際に留意すべき点である。

表3は過去5年間の国籍取得者数・国籍離脱者数・国籍喪失者数の推移をまとめたものである。国籍離脱者数は外国国籍を選択して日本国籍を喪失した者の数である。国籍選択履行者は1割程度と言われているが、この5年間の国籍離脱者数は2倍強に増加した。国籍喪失者数は、外国国籍取得に伴う国籍喪失届を提出、あるいは官庁又は公署が職務上国籍喪失者を確認し、職権により戸籍から除籍した数であるが、こちらも増加しつつある。5年間の計をみると(a)国籍取得者数5,420人に対して、国籍離脱者と国籍喪失者の合計(b+c)は6,732人であり、後者が1,312人多い。つまり、国籍取得者数が漸減傾向にあるのに対して、国籍離脱者と国籍喪失者は1.7倍に増加した。ここには国籍法に関わる人口減少が今後も進む可能性が示されている。

5. 「重国籍の子どもたちのための学習会」

国際結婚した日本人は日本国内と世界各国で暮らしている。国籍選択制度についての受け止め方は一方の配偶者の国籍、居住国、それぞれの将来設計などにより多様である。筆者は2014年から韓国と台湾、そして日本で国際結婚した主に女性たちからの聞き取りを続けてきた。AMF会員との交流を通じてアメリカやヨーロッパで暮らす女性たちの思いを聞く機会を持つこともできた。国籍選択制度に関して国内居住者と国外居住者を比べると、海外居住者の方がより切実な状況にある。また親世代に比べると子世代の問題意識は今のところ弱い。

筆者は、2017年7月に国際結婚を考える会東日本定例会で「重国籍の子どもたちのための学習会」の講師を引き受け、その後も隔月で学習会を継続してきた。本節では、学習会参加者の発言を踏まえて複数国籍の是非と今後の見通しについて考察していく。

「偽装日本人」／「仮想的重国籍」

蓮舫氏の「二重国籍」問題に関連して複数国籍についての批判はネット上にとどまらず、マスメディアでも頻繁に取り上げられてきた。例えば2016年9月6日付夕刊フジに掲載された山脇康嗣弁護士のインタビュー記事では、「偽装日本人」と「国益」について次のように記述されていた¹²⁾。

山脇弁護士によると、偽装日本人とは、自ら志望して外国籍を取得し、すでに日本国籍を失っているのに、それをあえて届け出していない“元日本人”のことである。正式な統計はないが、相当数存在すると推測されるという。

「日本人が志望して他国に帰化したり市民権を取得した場合、自動的に日本国籍を喪失する。戸籍法に基づき『喪失届』を提出しなければならないが、意図的に黙っているケースがある。他国の大半は『日本人の誰々が、わが国に帰化した』と日本に報告しないためだ。日本国籍がないのに、あるように見せかけている“偽装日本人”を把握するのは、かなり難しい」。偽装日本人によって、国益が損なわれることも考えられる。

損なわれる「国益」として例示しているのは、外国籍を取得することにより日本名とは異なる名前を持つことができるため、租税回避地に口座を作ってマネーロンダリングを行う、あるいは、複数のパスポートを持つことで、スパイ活動なども容易になるといったことだ。

奥田(2017)は、山脇弁護士が「偽装日本人」と呼ぶのに対して「仮想的重国籍」という用語を用いる。意図的に偽装するというよりは結果として重国籍状態が生じることに配慮した表現である。日本の国籍法は「自己の志望」によって外国国籍を取得した場合は自動的に日本国籍を喪失させる。しかし、外国の側が日本国籍喪失を要件としていない場合、日本国籍喪失証明等が求められないため、日本側に国籍喪失届を出す必要があることに気づかずに、戸籍が残ったままになっている場合がある(同上:116)。

戸籍本位制では戸籍に記載されている者を日本国籍者とする。このため、戸籍が残っている限り、あたかも日本人のままであるかのような状況が生じるのだ。国会議員である蓮舫氏や小野田氏の例をみれば、全ての該当者が外国と日本の国籍法に精通していると期待することはできない。

実践的な国籍選択制度の無効化

蓮舫氏の「二重国籍」問題以降、当事者はメディア報道や社会的雰囲気の中で不安感を募らせてきた。複数国籍の子をもつ親世代は「問題なし」という専門家のコメントに胸をなでおろし、同じ立場の者同士で「問題はない」と確認し合う。AMF 会員の中には、日本国籍の「国籍選択届」を提出し、努力義務である「外国国籍の放棄」を努力中と言い続ける対処法をとっている者もいる。これは国籍法を学ぶことによって見出した国籍選択制度の無効化作戦ということもできるが、この対処法を取れる者は AMF 会員数やその影響力からみるとそれほど多くはないだろう。

学習会参加者の中で AMF 会員ではなく、年少の複数国籍の子をもつ親世代からは「努力したかしなかったかはどのように判断されるのか。努力した証明を求められることはないのか」と率直な不安が語られた。同じく幼少の複数国籍の子をもつ母親のひとりも、「グレーのまま続いて行けばよいが、右翼的な人たちからもっと厳密にやれというような意見が強まってくる可能性もあり不安」だと語った。成人した子どもを持つ母親からは、「一方の国籍を離脱するつもりはないので国籍選択届は出していない」との発言もあった。「国籍選択届」の用紙に印字されている「日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します」という一文が重い踏み絵になっている。「国籍選択届」のどこにも「外国の国籍の放棄」は努力義務だとは書かれていないからだ。〈ハーフ〉の中には「騒がないで」と言う者もいる。身体的特徴から日本人と区別が付きにくい〈ハーフ〉は、騒がず、関係のないふりをすることで、嵐が通り過ぎ去るのを待つことが最善の対応策だと受け止めている。筆者も努力義務であり罰則規定もない「外国の国籍の放棄」を努力中だとして無効化する現実的対応を否定しない。しかし、同時に国籍離脱者 613 人（2016 年）の存在に思いをめぐらすことも忘れてはならないだろう。その中にはそうした情報を得ることができずに外国国籍を選択し日本国籍を喪失した人たちがいるからだ。

また、国籍選択年齢に達していない高校生が、アルバイトの面接で国籍を問われ、正直に複数国籍であると答えた結果、面接官に「それって駄目だよな？ 帰ってください」と 3 度も不採用になっていたことが確認された。留学生をアルバイトで採用する機会が多くなり、面接で「国籍」を問うことになっているのだろう。面接官は「重国籍＝違法」と認識しているため、「それって駄目だよな？」と面接の冒頭で複数国籍者を排除する。未成年で国籍法の知識が十分でない時にこのような体験をした者も「重国籍＝違法」と理解することになる。厳格に法を運用すべきだという立場からは、複数国籍者の自覚を促すよい対応だと評価する意見もあるだろう。だが出生により複数国籍を取得した若者たちを委縮させ、自己肯定観を弱めるような対応をしてまで守る「国益」とは何だろうか。

簡易帰化機能を持つ出生届をロシア大使館に提出し、自己志望による外国国籍の取得（国籍法 11 条 1 項）とみなされることに気づき子どもの日本国籍確認訴訟中の父親は、「単一国籍主義をとっている以上、日本政府は二重国籍を OK とは言えない。しかし日本政府も実態は分かっているはず。あえて触れないようにしている印象を受ける。私のようにバカ正直にやろうとすると最高裁まで争うことになる」と語った¹³⁾。実態と乖離した法律の是非を司法に問うことも制度改革を実現する重要な手段である。

裁量行政に対する懸念

国籍の選択を怠った者には、法務大臣が書面で国籍の選択を「催告」することができ（国籍法

15条1項)、「催告」を受けても1カ月以内に選択しない場合は、日本国籍を失う(同法15条3項)。しかしこれまで「催告」が行われたことは一度もない。このように現状では国籍選択制度は緩い裁量行政により運用されている。しかし「容易に厳格な運用に切り替えられる可能性もあること」を忘れてはならないという意見もある。

「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」(同法11条1項)。日本国籍を喪失した者は国籍喪失届を提出しなければならず、同届出を受けた市町村役場は当該者の戸籍を抹消する。日本国籍を喪失した者の日本旅券は当然に失効する(旅券法18条)。しかし国籍喪失届が提出されなければ、日本の役所では外国籍を取得したかどうかを把握することができない。旅券更新等の際に日本の国籍が喪失していることが判明した場合、官公庁又は公署は「遅滞なく本籍地の市町村長に、国籍喪失を称すべき書面を添付して、国籍喪失の報告をしなければならない」(戸籍法105条1項)。この場合は職権で戸籍に国籍喪失の旨が記載され「除籍」される(戸籍法15条・23条)。

失効した日本旅券で入国した場合は、不法入国者(入管法70条1項)または不法上陸者(同2号)に分類され、退去強制手続きや収容の対象になり、退去強制されると5年間は入国禁止(入管法5条1項口)になる。元日本人であることから「日本人の配偶者等」の在留資格が与えられることが多いが、不法上陸者への刑事罰は「3年以下の懲役もしくは禁錮もしくは300万円以下の罰金に処し、又はその懲役もしくは禁錮及び罰金を併科する」(同法70条1項)という重い刑罰にあたる¹⁴⁾。

法務省は国会答弁で複数国籍者を把握できないと述べているが、マイナンバーに戸籍情報を紐づける準備が進んでいる¹⁵⁾。これによってかなりの精度で国籍選択未履行者などグレーゾーンにいる者の絞り込みができるようになるだろう。政府は国籍選択の未履行者を把握できないから催告を行なつてこなかったと述べてきたが、IT技術によってその状況が変わる可能性もある。

複数国籍とアイデンティティー

日米ハーフでまさに国籍選択年齢の22歳になる女性は、学習会に参加した動機について次のように語った。

一人で二重国籍のことを考えるには大変すぎると感じたからです。二重国籍でも堂々としていられるように、そして「どっちを選ぶの?」という不躰な質問に対して、自信をもって切り返せる根拠が欲しい。大学に入るまで地方で育った。小学校では最初の外国人だったので、まず私の名前をカタカナにするかどうかから先生たちが話し合っていました。どこかで、小さな時から親や周りの目を気にすることを本能的に身につけたように感じる。国際関係の勉強をしているので外務省に興味があったが二重国籍では無理。政治家になりたいと思ったこともあるが、蓮舫さんとは違い見た目日本人とは違う印象を与えるので無理かなあと。大学でアイデンティティーの話をして友人たちとは話が通じない。どっかが捨てればいいんじゃないって言われてしまう。

同じく日米ハーフの男性は、「たとえば、蓮舫さんの国籍問題をテレビなどでみるわけです。すごいことになっている。そうすると、とても自分は重国籍だなんていえないし、ネットでは誰が書いているかもわからないので怖い」。

当事者たちの新たな動き

国籍法が父母両系血統主義に変わった1985年に生まれた者は今年32歳。この世代の中から自らの存在の意味を問う動きが生まれつつある。ミックスルーツの若者たちは自らの法的地位や存在について学ぶ機会もなく、国籍について自己決定するにも肝心の情報が圧倒的に不足していると語り、2017年9月、youtubeサイトに「ミックス専門情報チャンネル Mixpedia」を立ち上げた¹⁶⁾。ハーフ同士の情報交換や交流会を行なっているグループは複数あり、Mixpediaのメンバーもそれらの活動に参加していた。しかし一過性の交流会だけでは後に残るものがないという物足りなさを共有するメンバーが出会い、始めたのが Mixpedia の活動である。

筆者は最初のゲストとして同番組に出演する機会を得た。まだ手探り状態であるが彼らを突き動かしているのは〈ハーフ〉という自らの存在についての承認欲求であるように感じる。Mixpediaの紹介文には若者たちの思いが込められている。

ミックス専門情報チャンネル【Mixpedia】とは

“ハーフ”を大きく変える。グローバル化が加速し40人に1人はミックスの子供が生まれている現在、社会構造の一部としてミックスの役割は大きくなることが考えられる。しかし、現段階でミックスについての公式に情報が蓄積されているものはない。ミックス自身もミックスの両親もミックスでない人たちも漠然とした“ハーフ”というものを1人1人が手探りをしている状態である。今後、相対的にミックスの人口が増えていく中でミックス独特の諸問題はさらに母数も増え表面化されることが予想されるが、多くの事は情報の共有で解決するのではないだろうか。

【Mixpedia】はミックスに関する情報の集積の場として百科事典(encyclopedia)の役割を果たす。ミックス独特の問題で困っている人たち、ミックスを子供に持つ人たち、ミックスについて知りたい人たち、人種や国籍や年齢を問わず誰もがミックスについての情報を得ることができるよう、毎回ゲストを招待してテーマに沿った番組を発信していく。

5. まとめ

最後に、複数国籍の是非を国民的議論につなぐうえで有用と思われる知見についてまとめる。

1点目は、蓮舫氏の「二重国籍」問題に関する奥田安弘氏の見解である。奥田氏は法務省が意図的に説明を回避したことによって事態を混乱させたとの見方を示した。このように国籍や戸籍が政争の具に使われることがある。

2点目は、帝国日本の時代には名目的な「国民」、いわゆる「台湾籍民」を国家の裁量行為によって生み出していたこと。「台湾籍民」を利用して中国や東南アジアに勢力を拡大するためである。国籍や戸籍をこのようにプラグマティックに運用していた歴史があるのだ。国籍を忠誠心として捉えるだけでは不十分である。グローバル化時代は世界各国に人的ネットワークを張り巡らせておくことが「国益」になるが、国籍唯一の原則はその妨げになる。

3点目は、学業や仕事の都合などで居住国の国籍が必要になる場合が少なくないこと。2017年にノーベル文学賞を受賞したカズオ・イシグロ氏もその一人といえるだろう。イシグロ氏は5歳で両親と共に渡英。28歳の時に英国国籍を取得して日本国籍を喪失した。日本の国籍法が複数国籍を

認めていないためである。

4点目、2012年から2016年までの5年間で日本国籍を取得した者5,420人に対して離脱者は6,732人だった。離脱者が取得者を1,312人上回った(表3)。国籍の利用価値は国家の独占物ではなく、国民の側も利用価値によって国籍取得と離脱を判断する時代になりつつある。このデータが今後どのように推移していくか注視する必要があるだろう。

5点目、仕事や旅行や留学など、さまざまな理由で海外に出かけ、結婚などにより長期に海外に留まる人びとが増えている。国籍法学習会の参加者の一人(60代女性)は、長女がフランス人と、次女がイギリス人と結婚し、〈ハーフ〉の孫ができた。このように、国籍法など無縁と思っていた人が、当事者になる可能性も高まっている。こうした時代状況についての理解を広げることが「国民的議論」の糸口のひとつになるだろう。

蓮舫氏の「二重国籍」問題をきっかけに始まった「重国籍の子どもたちのための国籍法学習会」を通じて当事者や国籍法に関心を寄せる人びとのネットワークが広がり、2018年5月に開催される移民政策学会年次大会のミニシンポジウムで複数国籍が取り上げられることになった。ささやかではあるが複数国籍の是非を国民的議論にのせる小さな一歩を踏み出せたことをこの間の成果として確認しておきたい。

[注釈]

- 1) カナダの金融コンサルタント会社アートン・キャピタルのウェブサイトによると、二重国籍を認めている国は約120カ国に上る(2018年1月24日付、朝日新聞「世界発2018」)
- 2) <https://synodos.jp/politics/20135> アクセス:2017年10月15日
- 3) <https://synodos.jp/society/20262> アクセス:2017年10月15日
- 4) 日本と台湾の重国籍者の扱いについては、ネット上でさまざまな情報が飛び交っている。「日台重国籍の場合でも、日本の国籍法上は(日本国籍の)『単国籍』として扱われるそうです。私自身で東京法務局に電話確認しています」というツイッターの書き込みを見た台湾居住の日本人女性から問い合わせを受け筆者は2017年10月31日、東京法務局戸籍課に電話で問い合わせた。電話口の担当女性から4時間ほど後に得た回答は、「出生に伴う日本と台湾の重国籍者は、他の国籍の重国籍者と同様に国籍留保届と国籍選択届が必要」とのことであった。ツイッターでの書き込みは成人重国籍者に関するものと思われる。電話口の担当者は定型の質問には答えられるが、その他の質問については逐一法務局職員に確認して答えている。国籍法問題の複雑性と裁量の余地があるために定型的対応が難しい実情を確認する機会になった。
- 5) <https://sites.google.com/site/kyorumondai/> アクセス:2017年10月15日。居留問題を考える会は2001年に発足した台湾人と結婚し台湾に在住する日本人配偶者を主な会員とする会で、居留環境改善のためにボランティアとして法律情報の収集や提供、伝達、署名、座談会、調査研究への協力、陳情などの各種活動を行っている。
- 6) 2014年に中村修二氏がノーベル賞を受賞した時にも同じ現象が起きた。中村氏も米国籍を取得していた。2017年にノーベル文学賞を受賞したカズオ・イシグロ氏の両親は日本人。5歳まで長崎市で育ち、父親の仕事の都合で渡英して28歳の時に英国国籍を取得した。イシグロ氏の「日本語を話す日本人の両親のもとで育ったので両親の目を通した世界を見つめていました。私の一部は日本人」というインタビューの部分が繰り返し引用されたが、国籍法と関連づけた記事は2017年10月14付「日刊ゲンダイ」などごく一部に限られていた。「蓮舫氏の二重国籍は批判するのに、カズオ・イシグロさんが“私の一部は日本人”と話すのを喜ぶ。どうもすっ

- きりしない…」 <https://snjpn.net/archives/33490> (アクセス：2017年10月30日)
- 7) 2010年1月8日付、朝日新聞「保守掲げ民主に対抗 自民『時代が変化』外国人参政権に14県議会『反対』」
- 8) <https://ameblo.jp/lancer1/entry-10150870162.html> 最終アクセス：2017年11月28日。
- 9) <https://yoshiko-sakurai.jp/2008/12/04/85> (アクセス：2017年10月15日)
- 10) 戸主の許可がなければ結婚できなかった戦前の家族制度の反省に立って、日本国憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として相互の協力により、維持されなければならない」と定めた。
- 11) 小野田氏は2017年5月2日付「アメリカ国籍喪失証明書」をブログに掲載し、7月14日付のツイッターに、「国籍法に違反していないことを証明できるのは、国籍の選択日が記載されている戸籍謄本のみです。ルーツや差別の話なんか誰もしていない。公職選挙法および国籍法に違反しているかどうか、犯罪を犯しているかどうかの話をしています。日本人かそうでないかの話ではない。合法か違法かの話です」と書き込み、蓮舫氏を強く批判した。
- https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=860068337466049&substory_index=0&id=587967878009431
- 12) 「40、50万人との推定もある二重国籍の実態「偽装日本人」に深刻なリスク」
- 13) 2017年12月7日、最高裁が上告を棄却したことにより日本国籍の喪失が確定した。2017年4月18日の東京高等裁判所判決（平成28年（行コ）第251号 国籍確認請求控訴事件）。国籍法11条1項の問題については別稿で検討したい。
- 14) 以上は2016年9月20日付「国際結婚を考える会ニュース第367号」に掲載された行政書士中井正人氏の記事の要約である。
- 15) 2017年8月3日付、朝日新聞。婚姻届けの提出や旅券発給申請に必要な戸籍謄本などの添付を不要にするなどの手続き簡素化を目的にあげているが、戸籍の公証機能の補強を意図しているのではないかと推測することもできる。
- 16) <https://www.youtube.com/watch?v=bSInOkIjI2c> 2017年10月5日公開。Vol.1「重国籍は“悪”なのか？」

[参考文献]

- 上野英信、1995、『出ニッポン記』社会思想社（単行本は1977年、潮出版社より刊行）
- 遠藤正敬、2013、『戸籍と国籍の近現代史』明石書店
- 奥田安弘、2017、『家族と国籍』明石書店
- 小熊英二、1995、『単一民族神話の起源』新曜社
- 、1998、『〈日本人〉の境界』新曜社
- 近藤敦、2017、「複数国籍の現状と課題」『法学セミナー』2017年3月号、2-7頁
- 武田里子、2016、「グローバル人材の議論と日系国際児」『アジア太平洋研究センター年報2015-2016』大阪経済法科大学、24-31頁
- 、2017、「複数国籍の日本ルーツの子どもたちの存在から問う『この国のあり方』」『東洋大学国際地域学研究』20号、東洋大学、63-78頁

[参考資料]

- 奥田安弘・荻上チキ、2017年7月21日付SYNODOS「蓮舫氏の『二重国籍』は問題なし。説明責任は法務省にあり」、
- 奥田安弘、2017年8月8日付「いわゆる『二重国籍』問題—法務省の仕掛けた罠」
- 日本弁護士連合会、2008年「国籍選択制度に関する意見書」

“National Interests” of the Globalization Era and Legitimacy of Multiple Nationality

Satoko TAKEDA

Nationality is the “qualification as a member of the state”, as well as the “significant legal status concerning the guarantee of fundamental human rights, issuance of public qualifications and provision of public benefits.” The Japanese Nationality Act has maintained “the principle of single nationality”, which differs greatly from reality. The government has commented that it is necessary to watch international trends and deepen nationwide discussions in order for multiple nationality to be accepted.

The “European Nationality Law Treaty” concluded in 1997 obliged the countries concerned to accept multiple nationality which arises due to birth and marriage, and Korea also accepted multiple nationality with the Nationality Act Amendment in 2010. “International trends” are in favor of the acceptance of multiple nationality. Sufficient nationwide discussions have yet to be completed.

This paper aims to discuss ways to develop campaigns by individuals of multiple nationality into nationwide discussion. First, legal aspects of Ms. Renho’s “dual nationality” issue will be outlined. Second, the enactment of the Nationality Act in 2008 will be concisely described. Third, the mechanism of alienization against women who have chosen transnational marriage and their children will be discussed in reference to the Family Registration Law and the Nationality Act. Fourth, the “Workshop for Children of Multiple Nationality” will be reviewed, and finally the necessity of revision of the Nationality Act will be discussed from the viewpoint of “national interest” of the globalization era.

[Key Words]

the principle of single nationality, the European Nationality Law Treaty, the Family Registration Law, nationality selection system, transnational marriage, “national interest” of the globalization era.